

川越市老人医療費支給制度を廃止します

市が高齢者の医療費助成のために独自で行っていた同制度は、国の高齢者医療制度の改革に伴い、平成二十一年四月一日(水)で廃止します。廃止までの経過措置として、四月一日から受給対象者が次のように変更になります。

受給期間など、詳しくはお尋ねください。

受給対象者：昭和12年4月2日～同14年3月31日に生ま

届きましたか？ ごみの収集日程表

この広報川越といっしょに、平成19年度の「家庭ごみの分け方・出し方」「自治会別収集コース一覧表」を配付しています。収集コース番号などを変更している場合があります。ご確認ください。

使用済み乾電池の正しい捨て方

乾電池は鉛・マンガン・カドミウムなど有害物質を含んでいるため、むやみに捨てると環境汚染の原因となります。家庭でいらなくなった乾電池は、必ず市指定の黄色の「使用済み乾電池等保管袋」に入れて、「不燃・有害ごみ」の日に集積所に出してください。



市指定の保管袋が不足した場合は、環境業務課（本庁舎5階）または出張所で配布しています。

●ボタン電池・充電式電池について

ボタン電池・充電式電池には、銀・ニッケル・コバルトなど貴重な資源が使用されています。これらをリサイクルするために、メーカーなどによる自主回収が行われています。そのため、市では収集できません。販売店などにある回収箱に返却するよう、ご協力をお願いします。

問い合わせ…環境業務課管理係・TEL内線2631

れた方で、本人および配偶者の住民税課税標準額がいずれも47万円を超えない方
問い合わせ：福祉医療課老人医療係・TEL内線2533

浄化槽の法定検査を忘れずに

浄化槽を使用している方には、保守点検・清掃と合わせて法定検査が浄化槽法により義務付けられています。法定検査には、次の二種類があります。

- ①設置後の検査：設置された浄化槽が、適正に施工され、機能しているかを確認する検査です。浄化槽を使い始めてから3か月を経過した日から5か月の間に行う必要があります
 - ②定期検査：維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているかを確認する検査です。毎年1回行う必要があります
- 法定検査は、埼玉県知事が指定する、(社)埼玉県環境検査研究協会（TEL048164

ダイオキシン類の濃度測定結果

9・5151)に依頼してください。
河川などの環境を守るため、浄化槽の適正な維持管理をお願いします。
問い合わせ：環境業務課管理係・TEL内線2634

昨年八月から九月にかけて、ダイオキシン類対策特別措置法に基づいて、川越市のごみ焼却施設の排ガスおよび最終処分場の排水に含まれるダイオキシン類濃度の測定を行いました。結果は下表のとおりです。

東・西清掃センターの排ガスは、煙突の測定口から採取しました。測定値は、一立方メートル中に含まれるダイオキシン類の量を示しています。東・西清掃センターとも、排出基準を下回っています。今後もさらに安定した燃焼管理・焼却施設の維持管理を行い、ダイオキシン類の削減に努めていきます。

小畔の里クリーンセンターの排水は、水処理施設の放流

施設名	測定日	測定値	排出基準	維持管理基準	単位
東清掃センター	1号炉	9月20日	0.130	5	-
	2号炉	9月13日	0.090		
西清掃センター	1号炉	9月6日	0.071	1	-
	2号炉	8月30日	0.096		
小畔の里クリーンセンター	8月15日	0.050	-	10	pg-TEQ/ℓ

ng (ナノグラム) …10億分の1グラム

pg (ピコグラム) …1兆分の1グラム

TEQ…毒性等量。ダイオキシン類の毒性の最も強い濃度に換算したものと

槽から採水しました。測定結果は、一リットル中に含まれるダイオキシン類の量を示しています。最終処分場の排水は、維持管理基準を下回っています。今後も維持管理の徹底を図っていきます。
問い合わせ：環境業務課管理係・TEL内線2631

4月1日(日)から、市内全域で 「川越市路上喫煙の防止に関する条例」が施行されます ～ 10月1日(月)から、路上喫煙禁止地区で罰則が施行されます ～



見られています
あなたの喫煙マナー

安心して歩けるまちを実現するために

昨年2月・6月・10月に、市内中心部で行った散乱ごみなどの実態調査で、最も多かったごみはたばこの吸い殻。クレアモールだけで、1日平均約1,000本の吸い殻が散乱していました。また、近隣の駅構内では、子どものまぶたにたばこの火が当たり、あわや失明という事件も起きています。

たばこを持つ手は、子どもたちや車いすを使用している方の顔の高さと同じ位置。そのため、やけどをさせたり、大人に対しても衣服を焦がしたりする危険性があります。また、火の付いたたばこを投げ捨てると、ごみが増えて美観を損ねるだけでなく、火災の危険もあります。さらに副流煙は、周囲の人たちの健康に影響を与えます。

「路上での喫煙を規制することにより、たばこによる被害を防止し、市民の皆さんや川越に観光に訪れる皆さんが安心して歩けるまちにしたい」「吸い殻の散乱を防

止して、川越の歴史的景観を守りたい」。これらを実現するために、この条例は制定されました。

路上喫煙は、やめましょう

4月1日(日)から、「道路・公園その他の屋外の公共の用に供する場所」においては、市内全域で路上喫煙をしないよう努めなければなりません。この条例において路上喫煙とは、「道路・公園その他の屋外の公共の用に供する場所」において、歩行中だけでなく立ち止まってたばこを吸うことや火の付いたたばこを持つことをいいます。また、「道路・公園その他の屋外の公共の用に供する場所」とは、道路・公園など、屋外で一般に開放され、多くの人が自由に行き来したり利用したりしている場所のことです。

「路上喫煙禁止地区」内では、終日路上喫煙が禁止になります

中心市街地の駅周辺や商店街などのうち、人通りが多く路上喫煙によって上記のような被害が発生する可能性が高い場所は「路上喫煙禁止地区」として指定し、終日路上喫煙が禁止になります。10月1日(月)以降に、「路上喫煙禁止地区」内で路上喫煙をした場合は、罰則が適用されます。「路上喫煙禁止地区」の範囲などについては、4月以降に告示します。詳しくは、5月10日発行の広報川越や市ホームページでお知らせします。

教えて！ 「川越市路上喫煙の防止に関する条例」

●「路上喫煙禁止地区」内では、たばこを吸える場所はなくなっちゃうの？

同地区内に数か所「禁止地区内の市が指定する喫煙場所」として、喫煙場所を指定する予定です。また、屋外の公共の用に供する場所以外で、施設の管理者が独自に設置した喫煙場所では喫煙ができます。

●「路上喫煙禁止地区」内では、何をしたらいけないの？

同地区内の「道路・公園その他の屋外の公共の用に供する場所」において喫煙が禁止されます。歩行中だけでなく、立ち止まった喫煙や、自転車やバイクに乗車中の喫煙も含まれます。

●「路上喫煙禁止地区」内で路上喫煙したらどうなるの？

巡回パトロール員（市職員）が違反行為を発見した場合、10月1日(月)以降は罰則（過料）が適用されます。しかし、この条例のいちばんの目的は、喫煙者がマナーを守ることです。違反者に条例の趣旨を説明し、喫煙マナーが守られれば罰則を適用することはありません。

問い合わせ…環境業務課減量リサイクル推進係・TEL内線2635